6　食料・水、生活必需品等の物資の調達

○　国及び地方公共団体は、食料や飲料水等の国内での調達が困難となる場合も想定して、国民へ備蓄の重要性について周知徹底し、備蓄を充実させる。また、地方公共団体は、小売店やコンビニエンスストア等を通じて、被災地内における物資の安定供給が可能となる体制を構築する。

○　国及び地方公共団体は、被災地内の避難所や自宅にいる人々の燃料、生活必需品等について、店舗販売を含め必要な物流の確保ができるよう、防災計画に基づく関係事業者との調整、物資確保に必要な車両を緊急通行車両とすることの検討などの備え等をあらかじめ進めておく。

7　燃料の供給対策

○　国、関係事業者は、石油等の燃料の供給拠点となる各地の製油所や油槽所の地震や液状化に対する耐性を高め、非常用発電装置を充実させることにより安定供給機能を確保するとともに、燃料の備蓄を充実させる。また、燃料の必要量を把握し、給油所等の災害対応能力強化や燃料在庫の確保等を通じたサプライチェーンの維持により、より確実な石油供給に努める。

○　地方公共団体と石油事業者団体等は、各地域における避難所となる学校や医療施設に加え、電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン等の重要施設の住所や設備情報等について、あらかじめ共有を進め、迅速な燃料供給に備える。

○　国、地方公共団体、石油事業者等は、緊急自動車や、被災地域内で災害応急対策に従事する緊急通行車両確認標章を掲げる車両に対し優先給油を行う方策をあらかじめ定めておく。

【目標】

①　災害対応型給油所等の普及による燃料供給体制の確保【経済産業省】

・　災害対応型給油所等の設備導入補助を通じて、自家発電設備や緊急用可搬式ポンプを全国に備えられるよう導入を促進する。

・　燃料供給が途絶した場合に備え、避難所となり得る場所への災害用ＬＰガスバルク等の導入を支援する。

8　避難者等への対応

○　地方公共団体は、発災時には当該地域の大多数の住民等が避難することを想定し、安全な自宅への早期復帰等による避難所への避難者の低減の対策、避難所の指定及び確保のための対策、地方公共団体との連絡体制の確立や様々なニーズ等に配慮した避難所運営への対応、避難者への迅速・的確な情報提供の対策、空家・空室の活用方策、応急仮設住宅の早期提供の対策、罹災証明書等の各種手続の簡素化等を推進する。

○　特に、地方公共団体は、避難者の情報に関するニーズを把握するとともに、ホームページやＳＮＳ等を活用するなどにより、効果的な情報提供体制を整備しておく。

○　避難所そのものや生活必需品等の不足が生じることにより在宅避難となる場合もあることから、国、地方公共団体、関係機関は、物資の供給が滞ることのないよう、民間事業者と協力して対応する。

○　国、地方公共団体は、避難者の家族間の安否確認を速やかに行うことができるよう、複数の安否確認手段を使用することの必要性や使用順位を決めておくこと等の重要性について周知する。

○　国、地方公共団体は、広域避難が必要な場合に、移送を必要とする避難者の選定方法及び数、移送先の調整方法、移送手段の調整方法、広域避難した者への情報提供体制等を定めた広域避難計画を関係機関で連携して作成する。

○　地方公共団体は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、避難行動要支援者の避難支援等を適切に行うとともに、要配慮者が安心して生活できる設備や人員等の体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定し、業務継続計画を策定しておくほか、その所在や避難経路、利用対象者の範囲等を、要配慮者を含む地域住民等に周知し、さらに、介助員等の専門的な人員の広域応援体制を構築する。

○　地方公共団体は、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣等により、精神保健医療への需要拡大に対応するための体制の充実を図る。

【目標】

①　避難行動要支援者の避難支援等対策の推進【内閣府、消防庁】

・　市町村が避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難支援等を適切に実施する。

9　帰宅困難者等への対応

○　国及び地方公共団体は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、都市部等における大量の帰宅困難者の発生に対応するため、民間事業者等と協力して、共助の観点から、行政関連施設のほか民間施設を主体とした一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の帰宅困難者対策を推進する。

10　ライフライン・インフラの復旧対策

○　ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、ライフラインやインフラの被害を早期に復旧できるよう、全国からの必要となる要員の確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させる。また、早期復旧のために必要な輸送手段及びルートに係る情報の共有体制を構築する。

○　発災直後は航空機、船舶等の需要が高まる一方で、空港、港湾施設が被災することが想定されることから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う。

11　保健衛生・防疫対策

○　国及び地方公共団体は、連携して、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の健診体制の充実、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、避難所を始め被災地域の衛生環境維持対策を進める。

12　遺体対策

○　国、地方公共団体は、津波による遺体は特に損傷が激しいことから、歯科医師を含む医師を全国から動員し、迅速かつ的確な検視・遺体の調査、身元の確認、遺族への遺体の引渡し等に係る体制を整備するほか、地方公共団体は、広域的な火葬の実施体制の確保、柩等の遺体の火葬・保管に要する資機材の確保、遺体保管・運搬体制の確保、仮安置所の設定、火葬場の耐震化・耐浪化等により、適切な火葬のための対策を推進する。

13　災害廃棄物等の処理対策

○　地方公共団体は、あらかじめ災害廃棄物等の仮置き場としても利用可能な空地をリスト化し、随時、情報を更新すること等により、仮置き場の候補となる場所、必要な箇所数を把握しておくとともに、国の協力の下、リサイクル対策から最終処分に至るまでの災害廃棄物等の処理計画を策定する。

【目標】

①　災害廃棄物対策【環境省】

・　地震時の災害廃棄物処理の迅速化を図る。

【具体目標】

・　災害廃棄物処理計画の策定率80％（全国の全市町村）を目指す。（平成22年８％（全国の全市町村））